

◆ 担い手通信 ◆

1 1 台風等で被災された農業者の方へのお願い

台風等の災害により被害を受けた場合は、片付ける前に、被害を受けた農作物・農作物の生産・加工に必要な施設・機械等の被害状況がわかる写真を詳細に撮っておくようにしましょう。被災証明を申請する場合等に必要となります。

《問い合わせ先》 浜松市 産業部 農業振興課

<中・東・南・西区> 生産環境グループ 中区元城町 103-2(市役所本館 6階) 電話：457-2332
 <北 区> 北部農業グループ 北区細江町気賀 305 (北区役所 3階) 電話：523-1113
 <浜北区> 浜北農業グループ 浜北区貴布祢 3000 (浜北区役所 3階) 電話：585-1117
 <天竜区> 天竜農業グループ 天竜区二俣町二俣 481 (南館 1階) 電話：922-0030

1 2 農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する場合には、農薬の種類や使用方法を必ず確認して適正に使用するとともに、周辺農作物への飛散影響を防止し、住宅地に近接する生産ほ場では、周辺住民に対して事前に看板や書面等により周知に努めるなど、環境保全の確保にご協力ください。

また、盗難及び紛失を防ぎ、誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなど、適正な保管管理を行ってください。

《 注意点 》

下記の項目を注意して作業を行ってください。

- 1 ラベルをよく確認し、記載事項を守りましょう
- 2 有効期限の切れた農薬は、使用しないようにしましょう
- 3 無登録農薬の疑いのある資材を、使用しないようにしましょう
- 4 手袋、マスク、防除衣等の保護具を必ず着用しましょう
- 5 土壌くん蒸剤を使用する際は、被覆を行う等、揮散に注意しましょう
- 6 農薬が周囲に飛散しないよう、風向き等に十分注意しましょう
- 7 住宅地等で農薬を使用する際は、周辺住民の方に十分配慮しましょう
- 8 養蜂が行われている地域では、事前に農薬使用の情報提供をするなど危害防止対策を行いましょ
- 9 農薬は、安全な場所に保管しましょう
- 10 農薬は、他の容器（飲料用容器等）へ移し替えないようにしましょう

1 令和4年から農業者年金制度が改正されます

農業者年金に少しでも興味ございましたら、パンフレットなどをお送りします！お宅へ説明にお伺いすることもできます！お気軽にお問い合わせください。

ポイント1

政策支援に加入できない35歳未満で要件を満たす通常加入の方は保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。【令和4年1月1日から】
 【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定新規就農者かつ青色申告者
- ③ ①または②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者また直系卑属
- ④ 認定農業者または青色申告者
- ⑤ ①または②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

ポイント2

農業者年金の受給開始時期の選択肢が広がります！【令和4年4月1日から】

【対象者：昭和32年4月2日以降に生まれた方】

- 農業者老齢年金 65歳以上75歳未満の間で、受給時期を選択（=裁定請求）することができますようになります（裁定請求せずに75歳に達した場合は、75歳から年金を受給することになります）。
- 特例付加年金 需給要件を満たしていればいつでも受給時期を選択（=裁定請求）することができますようになります。なお、農業者老齢年金とは異なり、受給開始年齢の上限はありません。

ポイント3

農業者年金の加入可能年齢の上限が引き上げられます！【令和4年5月1日から】

- 農業者年金に加入できる年齢が、20歳以上60歳未満から20歳以上65歳未満に引き上げられます。
- （ただし、国民年金の任意加入者であって、農業に従事（年間60日以上）している方に限ります）。
- ※以上の改正点は、平成14年から始まった新たな年金事業（新制度）のみが対象になります。

《問い合わせ先》

浜松市 農業委員会事務局
 中、東、西、南区 電話：053-457-2481
 北区 電話：053-523-3106
 浜北、天竜区 電話：053-585-1118

2 浜松市人・農地プラン「地域の話し合い」について

担い手通信第2号でお知らせしたとおり、令和3年度は浜松市人・農地プラン「地域の話し合い」が市内各地で開催します。浜松市南部（中区・東区・南区・西区）については、すでに開催日程が決まり、活発な話し合いが行われています。

その他の地区につきましては、1月以降に開催する予定です。今後、具体的な日時・会場等の詳細が決まりましたら、以下のホームページでご案内いたします。担い手の皆様におかれましては、ぜひ積極的な参加申し込みをお願いします。

- 人・農地プランホームページ <https://www.hamanougin.jp/>
- 認定農業者協議会ホームページ <https://www.ninteikyo.com>

【人・農地プラン Q&A】

人・農地プランとは	各地域の「担い手農業者（人）」と「農地」の現状や将来像、地域農業が抱えている課題や解決案などについて、地域の農業関係者の話し合いによりまとめていくものです。
人・農地プランを作るメリットは	①：補助事業の活用幅が広がります。実質化された人・農地プランに中心経営体として位置付けられていることを要件とする国の補助事業が増えています。 ②：より多くの農業関係者でその地域の農業の現状や課題を共有し、方向性を話し合うことで、作目を越えた地域の課題の解決や、よりよい形の地域農業の維持発展につながります。
地域の話し合いに参加するメリットは	普段顔を合わせる事のない地域の農業関係者と面識を持つことができ、自身だけでは解決できない課題の解決や、農業経営に役立つ情報の収集などにつながります。
どのような会になるのか分からず不安だ	地区ごとに一つのテーブルを囲み、行政職員の司会進行に沿って色々なテーマで意見交換を行う、雑談会のイメージです。全体で約1時間を予定しています。お気軽にご参加ください。
1回話し合っておしまいか	さらに話し合いを重ねたい地区においては、適時、地域の話し合いの開催も可能ですので個別にご相談ください。
現在の人・農地プランを見たい	人・農地プランホームページ（上記URL）に、各地区のプランや地区レポート、農地利用図、昨年度の話し合いで出された農業者のご意見等を掲載しています。また、農業振興課の各窓口で閲覧することもできます。 まずはご自身の地区の農業の状況をチェックしてみてください。

《問い合わせ先》

浜松市農地利用課 農地集積グループ 電話 053-457-2836
 浜松市農業振興課 担い手支援グループ 電話 053-457-2331

10 農産物加工に福祉事業所の施設を活用しましょう

1 概要

西部農林事務所地域振興課では、6次産業化や農福連携を支援しています。今年度、農産物の加工意欲を持つ生産者と加工の受託をしている福祉事業所の連携を促進しています。

今回は、浜松市北区三幸町の「くるみ共同作業所」及び「KuRuMix」の2つの施設を紹介します。

2 加工内容（加工担当施設）

- ドライ加工（くるみ共同作業所）
- パウダー加工（くるみ共同作業所）
- ジュース加工（KuRuMix）

3 加工の詳細

加工内容	乾燥(ドライ加工)	パウダー加工 (ドライ加工後)	ジュース加工
加工可能最低量	・特になし ・機械容量により3Kg単位 ※乾燥により重量は約1/10	・特になし ※機械内に残渣が30g残る。	みかん 1,000~1,300Kg/回 1,000kg未満は割高に
加工料金	・持込量あたり1,000円/Kg ※乾燥が3時間超えた場合、350円/h追加 ・パッケージ代は別料金 ※パッケージの規格はなく商品に応じ選択可能	・事前のミキサーかけ ドライ加工後重量あたり500円/Kg ・粉末化 ドライ加工後重量あたり1,000円/Kg ※茶葉など乾燥されたものはその重量あたりの料金	・みかん（概算として） 1,000Kgあたり301,000円（税抜き） ^(注1) ・ラベル貼り代 ラベル代 約10円/本 一括表示ラベル1円/本 貼る作業代 10円/*本
材料納入から納品の期間	1週間	2週間	約1か月~2か月 ^(注2)

（注1）加工176,000円、瓶・キャップ代125,000円（2,500本×@50）、消費税10%、残渣処理費用含む

（注2）みかん収穫期に希望が集中するため、11月中旬までに希望の日程連絡をもらい、日程調整。ご希望に添えない場合があります。

4 問い合わせ先

- くるみ共同作業所 担当：高田 TEL：053-430-6180
- KuRuMiX 担当：荒川 TEL：053-623-7717

西部農林事務所地域振興課 TEL：053-458-7219

8 第1回ふじのくに農業担い手サミット（ミニサミット）が開催されます

令和元年度に開催された「第22回全国農業担い手サミット in しずおか」の成果を継承するため、令和4年2月10日に「第1回ふじのくに農業担い手サミット（ミニサミット）」が開催されます。

参加者募集は、12月頃から開始されます。内容の詳細については未定ですが、具体的な研修内容等の詳細が決まりましたら、認定農業者協議会のホームページでご案内いたします。担い手の皆様におかれましては、ぜひ積極的な参加申し込みをお願いします。

日時：令和4年2月10日（木）

開催場所・内容：県西部地域-現地研修会（6コース）
ホテルクラウンパレス-全体研修会、情報交換会

《問い合わせ先》

浜松市農業振興課 担い手支援グループ 電話 053-457-2331

9 野焼きについて

『野焼き』は、屋外で行う焼却行為のことを指し、法律では原則禁止の行為です。

ただし、周辺の生活環境に悪臭等の影響を及ぼさない農業、林業、漁業を営むためにやむを得ない焼却行為は、禁止行為から除外されています。

これらの場合であっても、周辺の生活環境に迷惑とならないよう配慮（※）することが大切です。

※配慮とは次のような行為です・・・。

- ・農業用の灰作りは、必要最小限にする。焼却時は、火元を離れない。
- ・風の強い日や風が民家へ向いている日は避ける。洗濯物を干している時間帯は避ける。
- ・近所へひと声かける。 など

『野焼き』に関することは、環境保全課ホームページに掲載してあります。

ご質問やご意見等がありましたら環境保全課大気騒音対策グループまでお問合せください。

《問い合わせ先》

〒432-8023 浜松市中区鴨江三丁目1番10号
環境部環境保全課 大気・騒音対策グループ TEL053-453-6170

3 「スマート農業推進事業費補助金」への事業申請募集

浜松市におけるスマート農業の普及促進と農業者の所得向上・農業産出額の向上を図り、「もうかる農業」を実現させるため、認定農業者による先進的栽培技術設備等の購入に補助金を支給します（補助事業への採否は審査により決定します）。

現在、令和4年度の事業申請を募集しています。ご応募いただいた事業は、審査会での審議の後、予算の範囲内で採否ならびに助成金額を決定します。

詳しくは、浜松市ホームページ（https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nousei/portal/smartagri_hojo.html）またはサイト内検索で「スマート農業補助金」をご確認ください。

【補助金の申請資格】

「浜松市の認定農業者」または「浜松市の認定農業者3人以上で構成された農業者団体」

【補助対象経費の概要】

「AI機能・IoT機能が搭載されたスマート農業機器の購入」を念頭に、主に次のような経費を補助対象とします。なお、補助対象になる機器等の具体的なイメージが掴みにくい場合は、農林水産省のスマート農業技術カタログも参考としてください（https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/smart_agri_technology/smartagri_catalog.html）。スマート農業技術カタログに掲載されている機械の購入については、原則として④に該当するものと判断します（機械の購入に限ります）。

①	野菜や花き等の周年・計画生産を行う、高度な環境制御が可能な太陽光利用型植物工場に近い栽培形態にするために必要な統合環境制御装置及び養液栽培システム等の導入設置費用
②	IoT機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を測定・確認できるシステムの導入設置費用（パソコン、タブレット、スマートフォン本体は補助対象外）
③	AI・IoT機能を用いて遠隔で生産に必要な環境要素を制御できるシステムの導入設置費用（パソコン、タブレット、スマートフォン本体は補助対象外）
④	上に掲げるもののほか、自動走行農業機械、農業用アシストスーツ、自動判別装置が組み込まれた収穫機・選果機等、先進的栽培技術を活用した機械の導入設置費用

【補助対象となる機器の例】

- 自動操舵機能付きのトラクター
- 農薬等散布・生育監視用のドローン
- センサーとAIを活用した圃場情報分析システム
- 自律走行機能付きの運搬支援ロボット
- 温度・湿度・光環境・炭酸ガス環境などの統合的な制御装置
- IoTを活用した水田用水管理システム

【補助金額】

- 補助対象経費の2分の1以内の額（上限600万円）とし、予算の範囲内で決定します。

【申し込み方法】

- 郵送または持ち込みにて、必要書類を農業水産課に提出してください。
- 受付期限：令和4年1月19日（水） 午後5時00分まで

《受付場所・問い合わせ先》

浜松市産業部 農業水産課 次世代農業推進グループ 担当：松尾
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2（浜松市役所 本館6階）
電話：053-457-2328 FAX：050-3606-6171
E-mail：nousui@city.hamamatsu.shizuoka.jp

4 浜松市の畦畔率見直しについて

浜松市では、水田の面積に応じて交付される一部補助事業や共済などに関係する畦畔率について、長らく2.7%としておりましたが、国の市町別統計を鑑み、令和4年度より3.2%に見直します。

なお、今後の見直し方針については、以下をご参照ください。

【今後の見直し方針】

- 原則として5年に1度見直すこととし、5年間の国の市町村統計値の平均値の小数第2位を四捨五入して算出する。
- 見直しの時期に関わらず、大幅な変動があった場合など、必要が生じた場合は協議の上決定する。
- 変更をする場合、周知期間をふまえ、前年度までに決定する。

《問い合わせ先》

浜松市農業振興課 生産環境グループ TEL：457-2332

5 トラクター等の盗難被害に注意しましょう

農業機械の盗難事件が全国的に増えています。農業作業後の農業機械の処理を十分気を付けてください。

《盗難防止に3つの対策》

下記の項目を注意して作業を行ってください。

- 1 農地に置いて帰らない。
 - 2 エンジンキーは必ず抜きましょう。
 - 3 鍵のかかる場所に保管する。
- ※ できるだけ多くの対策を講じることが有効です。

6 みどりの食料システム戦略について〈農林水産省〉

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

国内外でSDGsや環境に対する関心が高まる中、農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムを構築することが急務となっています。

このため、調達、生産、加工・流通、消費の各段階で、温室効果ガスの排出削減や脱炭素化、化学農薬の削減など、生産力向上と持続性の両立を実現するための新たな政策方針として、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」が策定されました。

詳しくは、農林水産省ホームページをご覧ください。⇒「みどり戦略」で検索



7 ユニバーサル農業 事例紹介動画について

近年、農業分野における担い手不足と、福祉分野における障がい者の雇用促進をマッチングする「農福連携」の取り組みが全国的に広がっています。

また、浜松市では農業の多様な担い手の育成支援策として、ユニバーサル農業推進事業を展開しています。

この度、市内で取り組まれているユニバーサル農業取材し、具体的な作業や関係者のコメント等をまとめた動画を作成しました。複数の品目、作業について掲載していますので「ユニバーサル農業という言葉は聞いたことはあるけれどよく知らない」「興味はあるけれど取り組み方が分からない」という方は、この機会に、ぜひ動画を見てみてください。

動画は浜松市ホームページから または YouTube「私たちの農福連携」で検索



「ユニバーサル農業」とは

ユニバーサル農業とは、一般的には「園芸福祉」や「園芸療法」として知られているような、園芸作業を行うことによる生きがいづくりや高齢者・障がい者の社会参加などの効用を、農作業の改善や農業の多様な担い手の育成などに活かしていこうという取り組みです。

《問い合わせ先》

浜松市 農業水産課 企画調整グループ TEL：457-2333